

登録コード	J6150300	開講年度	2026					
授業科目	企業取引法					担当教員	寺前 慎太郎	
英文授業名	Commercial Law					副担当		
単位数	2	講義期間	後期	曜日・時限	木曜・3時限		対象学年	(20・23カリ対象科目)法：3年
講義室	経法第4講義室			授業区分	講義	遠隔授業科目		
信大コンピテンシー	非該当							
(1)授業の達成目標	授業で得られる「学位授与の方針」					⇔	【授業の達成目標】	
	経法20加							
	経済学または法学が積み上げてきた知識と思考に基づく判断を基礎力として身につけ、それを発揮できる力を身につける。					⇔	企業取引に関する法分野で蓄積された知識と思考に基づく判断を基礎力として身につけ、それを発揮できる力を身につける。	
	経法23加(2026改)・総合法律, 経法23加・総合法律, 経法20加・総合法律							
	法学の専門領域の基礎能力として、リーガルマインドを備え、現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を身につける。					⇔	リーガルマインドを備え、現代社会の諸問題を法的に解決していくうえで必要な企業取引法に関する基礎的な法概念や理論、判例について説明することができるようになる。	
	経法23加(2026改)・総合法律, 経法23加・総合法律							
	環境問題や、企業や行政の組織内において、日々生起する諸問題について、理工学分野や経済学分野の思考方法にも一定の理解を持ち、総合的に解決していくことのできる能力を身につける。					⇔	環境問題や企業及び行政の組織内で生じる問題について、企業取引法に関する知見を基礎に、理工学や経済学分野の思考方法をも踏まえた総合的な解決方法を提示し、その内容を説明することができるようになる。	
(2)授業で学べる「テーマ」	その他							
(3)全学横断特別教育プログラム	ローカル・イノバーター養成コース							
(4)授業の概要	本講義は、企業の活動に伴う各種取引に関する法ルールを解説するものであり、このような企業取引と法ルールの基本的な関わりを受講生に理解してもらうことを目的とする。 本講義では、商法第二編で規律されている各種取引に加えて、消費者取引、フランチャイズ契約、ファイナンス・リース契約、M&A契約などを取り上げ、それに関連する条文や判例の基礎的な内容について説明する。企業間取引での決済には約束手形が利用されるため、手形・小切手法の条文や判例にも言及する。その際、受講生が具体的なイメージをもって学習できるように、約款や契約のひな形、実際の紛争事例などを説明に組み込むことを予定している。							
(5)授業計画	第1回 イントロダクション 第2回 事業活動と法ルールの関わり、消費者取引と企業間取引 第3回 消費者取引(1)：総論、消費者契約法① 第4回 消費者取引(2)：消費者契約法② 第5回 消費者取引(3)：特定商取引法① 第6回 消費者取引(4)：特定商取引法②、割賦販売法 第7回 商事売買(1)：総論、契約の成立 第8回 商事売買(2)：商品の引渡し・受領 第9回 商事売買(3)：代金債権の担保手段 第10回 手形・小切手法 第11回 商品・サービスの流通に関わる諸営業(1)：総論、運送取引① 第12回 商品・サービスの流通に関わる諸営業(2)：運送取引②、倉庫取引① 第13回 商品・サービスの流通に関わる諸営業(3)：倉庫取引②、仲介取引 第14回 特殊な企業間取引(1)：フランチャイズ契約、ファイナンス・リース契約① 第15回 特殊な企業間取引(2)：ファイナンス・リース契約②、M&A契約 期末試験、授業評価アンケート							
(6)成績評価の方法	小テスト(30%)と期末試験(70%)によって評価する。小テストは、オンラインで2回(第5回終了後と第10回終了後の予定)に分けて実施する。試験形式などについては、開講後に指示する。							
(7)成績評価の基準	講義で説明した法ルールの基本的な理解を問う問題が解ければ、「水準にある」。それらの理解が十分であれば解ける程度の論述問題や事例問題が解ければ、「やや上にある」。基本的な理解を少し応用することが求められる問題が解ければ、「かなり上にある」。さらなる応用が求められる問題が解ければ、「卓越している」。							
(8)事前事後学習の内容	開講後、より詳細な講義計画を配布するので、それに沿って予習・復習することを推奨する。詳細については、開講後に指示する。							
(9)履修上の注意	・受講者間の私語、講義中の入退出・食事(飲み物は可)は、原則として禁止する。 ・講義中、頻繁に条文を参照することになるので、必ず最新版の六法を持参すること。パソコンやタブレットなどで条文を参照しても構わないが、期末試験への持ち込みは、冊子体の六法しか認めない。 ・本講義の内容は、民法(契約法・担保物権法)と密接に関わるため、関連する科目をすでに履修している(あるいは本講義と同時に履修する)ことが望ましい。							
(10)質問,相談への対応	講義終了後の時間に受け付けるほか、メールや独自のアンケート・フォームで随時対応する。							
【教科書】	開講後に指示する。							
【参考書】	開講後に指示する。							